

解 説

重要なお案内：本項では、法令等を編集して収録している。従って、最終的には法令等の原文を確認する必要がある。

《目次》

第1部 審査事務規程の改正概要

1 第56次改正 (令和6年3月28日改正/令和6年4月1日施行)

- ① ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車の『令和6年排出ガス規制』開始 2
- ② 『事故自動緊急通報装置』継続検査の基準について明確化 2
- ③ 『車両後退通報装置』基準新設 3
- ④ 『窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）』 8

2 第57次改正 (令和6年6月27日改正/令和6年8月1日施行)

- ① 制動力検査における『駐車ブレーキ』ロック時の取り扱い変更 8

3 第59次改正 (令和6年9月20日改正/令和6年10月1日施行)

- ① 『車載式燃料・電力消費等測定装置』装備義務化 9
- ② 『アンサーバック機能を有する灯火』とは？定義変更 11
- ③ 『再帰反射材』装備要件緩和 12
- ④ 『車室外乗降支援灯』基準新設 12
- ⑤ 『OBD 検査時の特例措置』追加 14
- ⑥ 『検査場における禁止行為』追加 14

第2部 前照灯検査の規定全体の見直し

- ① 前照灯検査の計測区分変更 **(重要!)** 14

第3部 OBD 検査関連

- ① OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置 18
- ② OBD 検査の運用状況 24
- ③ OBD 『点検』と 『検査』 25

第4部 その他

- ① e-Power 車両の近接排気騒音測定時に関する注意事項 25
- ② 自動運行装置と視認検査 27
- ③ 自賠責保険（共済）証明書の電子化に伴う確認について 30
- ④ 継続検査一律2か月前から可能に 32

■本書について

審査規程第 62 次改正（令和 7 年 1 月 31 日）までを収録

本書は、自動車整備士の方を対象に、自動車の継続検査に必要な道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程を中心にまとめた書籍です。

保安基準の条項に則した審査事務規程の要点をわかりやすく編集しています。従って、原文及び詳細等については公論出版発行の法令集「保安基準と審査事務規程〔原文〕」などで確認してください。

審査規程は、令和 7 年 1 月 31 日施行の第 62 次改正までを収録しています。このため、審査規程第 63 次以降の改正が行われた場合、その改正部分は本書の内容と適合しなくなります。この場合は、弊社ホームページにおいて改正内容の概要を掲載していく予定です。

本書の編集にあたり、台数が少ないなどの理由から、次の自動車は対象から除外してあります。

〔除外自動車〕

◎小型二輪自動車及び軽二輪自動車

※公論出版「二輪自動車検査ハンドブック」参照。

◎三輪自動車

◎カタピラ及びそりを有する軽自動車

◎最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車

◎最高速度 20km/h 未満の自動車

◎幅 0.8m 以下の自動車

また、製作時期については、平成元年以降の自動車を対象としています。昭和以前の自動車については、公論出版発行の「自動車検査ハンドブック～昭和編～」をご覧ください。

■目次

最近の主な審査事務規程の改正	10
----------------	----

第1章

テスト等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）	15
2. 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）	16
3. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	22
4. 近接排気騒音の大きさ（騒音計又は音量計）	24
▪ 別添9 近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）	36
▪ 別添10 近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）	42
5. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	48
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	50
▪ 別添11 無負荷急加速時に排出される 排出ガスの光吸収係数の測定方法	54
▪ 別添12 無負荷急加速黒煙の測定方法	57
7. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）	60
▪ 整備工場における平成10年9月1日以降 製作車の前照灯検査の取扱いについて（通達）	73
8. 灯火器の灯光色（色度座標測定機器）	79
▪ 測定機器による灯光の色の測定方法	79
9. 警音器の音の大きさ（騒音計又は音量計）	87
10. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	90
11. サイレンの音の大きさ（騒音計又は音量計）	91
12. 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し （検査用スキャンツール）	92
13. 車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）	97

第Ⅱ章 保安基準 / 審査事務規程

総則

第1条 / 1-3	用語の定義	99
第1条の2 / 1-5	燃料の規格	124
第1条の3 / 4-18	破壊試験	124

大きさ関係

第2条 / 8-2	長さ、幅及び高さ	127
第3条 / 8-3	最低地上高	135
第4条 / 8-4	車両総重量	141
第4条の2 / 8-5	軸重及び輪荷重	142
第5条 / 8-6	安定性	144
第6条 / 8-7	最小回転半径	146
第7条 / 8-8	接地部及び接地圧	148

原動機・シャシ関係

第8条 / 8-9	原動機及び動力伝達装置	149
第8条 / 8-10	速度抑制装置（スピードリミッタ）	153
第9条 / 8-11	走行装置	158
第10条 / 8-12	操縦装置	166
第11条 / 8-13	かじ取装置	172
第11条の2 / 8-14	施錠装置	176
第11条の2 / 8-14の2	イモビライザ	176
第12条 / 8-15	トラック・バスの制動装置	177
第12条 / 8-16	乗用車の制動装置	187
第12条 / 8-18	大型特殊自動車の制動装置	189
第12条 / 8-19	被牽引自動車の制動装置	190
第12条 / 8-20	衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）	193
第13条 / 8-21	連結車両の制動装置	196
第14条 / 8-22	緩衝装置	200

第15条／8-23	燃料装置	202
第17条／8-25	高圧ガスの燃料装置	205
▪	継続検査とガス容器等再試験（編集部）	219
▪	容器再検査の期間（容器保安規則 抜粋）	229
第17条の2／8-26	電気装置	231
第17条の2／8-27	サイバーセキュリティシステム 及びプログラム等改変システム	233

車体関係

第18条／8-28	車枠及び車体	234
第18条／8-29～34	車枠及び車体（衝突時の保護性能）	256
第18条／8-35	車枠及び車体（車体表示）	258
第18条の2／8-36	巻込防止装置	262
第18条の2／8-37	突入防止装置	269
第18条の2／8-38	前部潜り込み防止装置	297
第19条／8-39	連結装置	302

室内関係

第20条／8-40	乗車装置	303
第21条／8-41	座席（運転者席）	306
第22条／8-42	座席	317
第22条の2／8-43	補助座席定員	326
第22条の3／8-44	座席ベルト	327
第22条の3／8-45	座席ベルト非装着時警報装置	334
第22条の4／8-46	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）	338
第22条の5／8-47	年少者用補助乗車装置	340
第23条／8-48	通路	345
第24条／8-49	立席	347
第25条／8-50	乗降口	348
第26条／8-51	非常口	354
第27条／8-52	物品積載装置	357

第 28 条／ 8 - 53	高压ガス運送装置	—————	370
第 29 条／ 8 - 54	窓ガラス	—————	371
第 29 条／ 8 - 55	窓ガラス (貼付物等)	—————	379

騒音・排出ガス関係

第 30 条／ 8 - 56	騒音防止装置	—————	397
第 31 条／ 8 - 57・58	排出ガス発散防止装置 (性能)	———	410
第 31 条／ 8 - 59	排出ガス発散防止装置 (機能維持)	———	410
第 31 条／ 8 - 60 ~ 62	排出ガス発散防止装置 (各種装置)		413
第 31 条／ 8 - 63	排出ガス発散防止装置 (排気管)	———	416
第 31 条の 2／ 8 - 64	窒素酸化物排出自動車等の特例	———	420

灯火関係

第 32 条／ 8 - 65	走行用前照灯	—————	437
第 32 条／ 8 - 66	すれ違い用前照灯	—————	440
第 32 条／ 8 - 67	配光可変型前照灯	—————	444
第 32 条／ 8 - 68	前照灯照射方向調節装置	—————	448
第 32 条／ 8 - 69	前照灯洗浄器	—————	448
第 33 条／ 8 - 70	前部雾灯	—————	449
第 33 条／ 8 - 71	前部雾灯照射方向調節装置	———	453
第 33 条の 2／ 8 - 72	側方照射灯	—————	453
第 33 条の 3／ 8 - 73	低速走行時側方照射灯	———	456
第 34 条／ 8 - 74	車幅灯	—————	458
第 34 条の 2／ 8 - 75	前部上側端灯	—————	464
第 34 条の 3／ 8 - 76	昼間走行灯	—————	467
第 35 条／ 8 - 77	前部反射器	—————	470
第 35 条の 2／ 8 - 78	側方灯	—————	472
第 35 条の 2／ 8 - 79	側方反射器	—————	480
第 36 条／ 8 - 80	番号灯	—————	487
第 37 条／ 8 - 81	尾灯	—————	488
第 37 条の 2／ 8 - 82	後部雾灯	—————	491

第 37 条の 3 / 8 - 83	駐車灯	—————	494
第 37 条の 4 / 8 - 84	後部上側端灯	—————	497
第 38 条 / 8 - 85	後部反射器	—————	500
第 38 条の 2 / 8 - 86	大型後部反射器	—————	502
第 38 条の 3 / 8 - 87	再帰反射材	—————	507
第 39 条 / 8 - 88	制動灯	—————	516
第 39 条の 2 / 8 - 89	補助制動灯	—————	521
第 40 条 / 8 - 90	後退灯	—————	526
第 41 条 / 8 - 91	方向指示器	—————	532
第 41 条の 2 / 8 - 92	補助方向指示器	—————	544
第 41 条の 3 / 8 - 93	非常点滅表示灯	—————	545
第 41 条の 4 / 8 - 94	緊急制動表示灯	—————	549
第 41 条の 5 / 8 - 95	後面衝突警告表示灯	—————	550
第 42 条 / 8 - 96	その他の灯火等の制限	—————	550
▪ 別添 13	灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法		563
▪ 第 32 ~ 41 条	灯火等の性能と取付に関する共通基準	—	579
▪ 路肩灯		—————	581
▪ 灯火の光度測定例 (編集部)		—————	583

警音器・後写鏡・速度計 他

第 43 条 / 8 - 97	警音器	—————	585
第 43 条の 2 / 8 - 98	非常信号用具	—————	586
第 43 条の 3 / 8 - 99	警告反射板	—————	587
第 43 条の 4 / 8 - 100	停止表示器材	—————	587
第 43 条の 5 / 8 - 101	盗難発生警報装置	—————	587
第 43 条の 6 / 8 - 102	車線逸脱警報装置	—————	589
第 43 条の 7 / 8 - 103	車両接近通報装置	—————	590
第 43 条の 8 / 8 - 104	事故自動緊急通報装置	—————	592
第 43 条の 9 / 8 - 105	側方衝突警報装置	—————	592
第 43 条の 10 / 8 - 105 の 2	車両後退通報装置	—————	594

第44条／8-106	後写鏡等	598
第44条／8-107	直前及び側方の視界（直前直左鏡）	604
第44条の2／8-108	後退時車両直後確認装置	614
第45条／8-109	窓ふき器等	619
第46条／8-110	速度計等	620
第46条の2／8-110の2	事故情報計測・記録装置	622
第47条／8-111	消火器	624
第47条の2／8-112	内圧容器	626
第48条／8-113	自動運行装置	627
第48条の2／8-114	運行記録計	629
第48条の3／8-115	速度表示装置	630
第49条／8-116	緊急自動車	632
第49条の2／8-117	道路維持作業用自動車	633
第49条の3／8-118	自主防犯活動用自動車	633
第50条／8-119	旅客自動車運送事業用自動車	634
第50条の2／8-120	ガス運送容器を備える自動車等	645
第51条／8-121	火薬類を運送する自動車	648
第52条／8-122	危険物を運送する自動車	650
第53条／8-123	乗車定員	652
第53条／8-124	最大積載量	654
第54条／8-125	臨時乗車定員	656
第55条	基準の緩和	656

第Ⅲ章

関 係 法 令

1.	自動車部品を装着した場合の取扱い	659
2.	不適切な補修等（保安基準に適合しない補修等）	667
3.	自動車登録番号標等の表示位置及び方法について	671
4.	自動車検査場における秩序維持等	676
5.	車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）	680
6.	製作年月日	681

7. 自動車検査時の書面の提出または提示	682
8. 特種用途自動車の審査	685
9. 自動車検査証等の記載・記録事項	688
10. 用途区分通達	698
11. 関東1都3県PM排出規制	701
12. 兵庫県NO _x ・PM排出規制	704
13. 大阪府流入車規制	704
14. 排出ガス規制の識別記号	705
15. 保適が交付できる中古新規&予備検査	719
16. 自動車の種別	720
17. 特定整備事業の対象自動車	722
18. 点検基準と検査証有効期間	723
19. シビアコンディションの判定例	726
■索引	727

※令和5年版まで収録していた「タイヤの適用リム・負荷能力」及び「横滑り量の例外的取扱い車両一覧」については、新たに「自動車検査ハンドブック別冊 技術情報」に収録している。

《目次》

1. かじ取車輪の整列状態 (サイドスリップ・テスタ)	15
2. 制動装置の性能及び制動能力 (ブレーキ・テスタ)	— 16
3. 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器)	— 22
4. 近接排気騒音の大きさ (騒音計又は音量計)	— 24
▪ 別添 9 近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)	36
▪ 別添 10 近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時)	42
5. CO・HC の濃度 (CO・HC テスタ)	— 48
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度	
(オパシメータ又は黒煙測定器)	— 50
▪ 別添 11 無負荷急加速時に排出される 排出ガスの光吸収係数の測定方法	— 54
▪ 別添 12 無負荷急加速黒煙の測定方法	— 57
7. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き (前照灯試験機)	— 60
▪ 整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降 製作車の前照灯検査の取扱いについて (通達)	— 73
8. 灯火器の灯光色 (色度座標測定機器)	— 79
▪ 測定機器による灯光の色の測定方法	— 79
9. 警音器の音の大きさ (騒音計又は音量計)	— 87
10. 速度計の指度の誤差 (速度計試験機)	— 90
11. サイレンの音の大きさ (騒音計又は音量計)	— 91
12. 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)	— 92
13. 車両後退通報装置の通報音の大きさ (騒音計等)	— 97

**車載式故障診断装置の診断結果の読み出し
(検査用スキャンツール)****1 OBD 検査の対象車**

◎ OBD 検査の対象車は、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置を備える自動車とする。

〔適用関係の整理〕

◎ 次の自動車は、OBD 検査の対象外とする。また、複数に該当する場合には最も遅い日のものを適用する。

- ① 大型特殊自動車
- ② 型式指定自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る）以外の自動車
- ③ 令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車
- ④ 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る）であって、令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と OBD 検査対象装置の性能が同一であるもの
- ⑤ 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る）であって、型式指定を受けた日から起算して2年を経過していないもの
- ⑥ 新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10か月を経過していない自動車
- ⑦ 令和3年10月1日から令和4年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日から令和5年9月30日）まで

[OBD 検査]

の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る）については、令和6年9月30日（輸入自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、適用しない。

2 OBD 検査の実施方法

◎ OBD 検査は次の①から⑥までの手順により実施する。

- ①自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
- ②照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③原動機を始動する。
※電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態（READY の状態）にする。
- ④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態（READY の状態））を維持する。
- ⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照合した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。
- ⑥原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

3 OBD 検査の合否

◎前期 2 の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装

[OBD 検査]

置に記録されている情報を読み出した結果、次表に掲げる装置の種類に応じ、事例に該当するものは、規定に適合しないものとする。

装置の種類／適合しない規定		
事例		
排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）／7-59-1		
<ul style="list-style-type: none"> ▪ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ▪ 警告灯を点灯させるための信号が出力されているもの ▪ 1つもレディネスコードが記録されていないもの ▪ 当該装置に係る特定 DTC が1つ以上記録されているもの ▪ 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの 		
安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）／		
① 7-13-1-2 (1)	② 7-15-2	③ 7-16-2
④ 7-20-2	⑤ 7-103-2	⑥ 7-113-2
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 当該装置に係る特定 DTC が1つ以上記録されているもの 		

4 テルテールの確認による OBD 検査①

◎ 2 の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき旨の応答がある。この場合、指示された装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、当該装置については 2 及び 3 の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合

[OBD 検査]

②安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

OBD 検査対象装置のうち、当該自動車に備える全ての安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合

5 テルテールの確認による OBD 検査②

◎次に掲げる場合には、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、**2** 及び **3** の審査に代えて基準に適合するものとする。

①特例措置を適用する場合

OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールの表示状況を確認する方法でもよい（「OBD 検査用サーバに接続できない場合の特例措置の実施要領について」関係）。

事象	適用する期間
① OBD 検査用サーバの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象 ※ OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く	▪ 自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで
② 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象 ※ 当該事象が発生している又は発生した地域に限る	▪ 自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで

<p>③ OBD 検査用サーバのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象</p> <p>※ OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く</p>	<p>次のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自動車機構が OBD 検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで ▪ 自動車機構が OBD 検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで
--	--

※次に掲げる事象は、特例措置に該当しないものとする。

- 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象
- OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバに接続できない事象
- 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象

- ②自動車審査高度化施設又は高度化システムに障害等が発生し、本部検査部の長が 2 の方法により実施することが困難であると判断した場合

6 車両持込時の OBD 検査の省略（認証工場）

- ◎自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて 5 日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。この場合、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテ

ルが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、**2** 及び **3** の審査に代えて基準に適合するものとする。ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。

13

車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）

◎次表に掲げる自動車に備える車両後退通報装置（音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合に限る）は、通報音を発生することにより歩行者に自動車が後退する旨を通報することができるものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、音声信号を用いる車両後退通報装置と音声信号を用いる車両後退通報装置以外の車両後退通報装置の音の大きさの和は、自動車の後方1mの位置において92dB以下でなければならない。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 乗車定員 10 人未満の乗用自動車 ▪ 車両総重量 3.5 トン以下の乗車定員 10 人以上の乗用自動車 ▪ 車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車 ▪ 上記 3 項目の自動車の形状に類する自動車 ▪ 大型特殊自動車 ▪ 被牽引自動車

◎音声信号を用いる車両後退通報装置の音の大きさが92dBを超えるおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

- ①騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- ②マイクロホンは、車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて次に掲げる位置に設置する。

[車両後退通報装置の通報音]

- 車両中心線上から左右方向 0.15m のいずれかの位置
 - 自動車の後端から当該自動車の後方 1 m ± 0.1m の位置
 - 地上 0.45m から 1.55m までの高さにおけるいずれかの位置
- ③聴感補正回路は A 特性とする。
- ④指示機構の動特性は「速い動特性 (FAST)」とする。
- ⑤次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。
- 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
- ⑥計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- ⑦計測値の取扱いは、次のとおりとする。
- 計測はマイクロホンの位置を変更せずに 2 回行い、1 dB 未満は切り捨てるものとする。
 - 2 回の計測値の差が 2 dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も 92dB を超える場合には有効とする。
 - 2 回の計測値 (次により補正した場合には、補正後の値) の平均を音の大きさとする。
 - 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3 dB 以上 10dB 未満の場合には計測値から次表の補正值を控除するものとし、3 dB 未満の場合には計測値を無効とする。

測定値と暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9	(単位: dB)
補正值	3	2			1			

自動車検査ハンドブック 令和7年版

■発行日 令和7年4月1日

■定 価 2,200円 (税込み)
送料400円

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03-3837-5731 編集
5745 販売



管理用コード